

ID: 1568

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	負担限度額認定証の再交付		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則 第83条の6第7項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成11年厚生省令第36号		
【基準】 省令第83条の6第7項の規定による。 (特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定) 第83条の6 7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。 (1) 氏名、性別、生年月日及び住所 (2) 再交付申請の理由			
標準処理期間	15日		
備考	介護指導給付係		
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日